

確定申告会場への来場を検討されている方へ



- 確定申告会場は、例年、多くの方が来場され、大変混雑することが予想されます。
- 既に**85%**以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- ご自宅から申告できる**e-Tax**をご利用ください。
- 令和5年分確定申告期間中は**全日24時間**、e-Taxの利用が可能です。※メンテナンス時間は除きます。

●令和5年分確定申告書の受付期間

所得税等	令和6年2月16日(金) ~ 令和6年3月15日(金)
個人事業者の消費税等	令和6年1月4日(木) ~ 令和6年4月1日(月)
贈与税	令和6年2月1日(木) ~ 令和6年3月15日(金)

(注1) 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、相談及び申告書の受付は行っていません。ただし、**一部の会場**では、**2月25日(日)**に確定申告の相談及び申告の受付を行います(前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁HPでご確認ください)。

当日の会場は、大変混雑が予想されますので、確定申告に係る相談等は国税庁HPのチャットボット(ふたば)や確定申告電話相談センター(2月18日(日)と25日(日)にも開設)をご活用ください。

●令和5年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
個人事業者の消費税等	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)
贈与税	令和6年3月15日(金)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。なお、残高不足等で口座振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。